

亀山市公告第85号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、令和8年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のとおり定めたので、同条の規定により公告する。

令和7年12月10日

亀山市長 櫻井 義之

椿世町字西松、羽若町字松本、阿野田町字辰己谷、阿野田町字二本松、天神三丁目、和賀町、栄町字柴戸、川崎町字上垣内、川崎町字野畑、能褒野町字能褒野、布気町字内野郡、布気町字大俣、布気町字牛櫃及び布気町字垣戸部のうち公共下水道が使用できる区域